

介護保険住宅改修 事前提出書類チェックリスト（琴平町）

介護保険を利用して住宅改修をする場合には、事前に申請が必要です。

下記①～⑦の書類を提出してください。

提出前には、各事項を確認してください。このチェックリストは提出不要です。

① 住宅改修が必要な理由書（町ホームページに様式があります）

- 被保険者の氏名・住所等が被保険者証に記載されているものと一致していること
- 身体状況や改修目的等が具体的に記載されていること
- 利用者に対し、複数見積りを取るよう説明したかどうかの確認欄にチェック等が記入されていること

② 見積書（町ホームページに参考様式、記入例があります）

- 見積書の宛名は、対象者（被保険者）の氏名であり、日付及び施工業者等の記載・押印がされていること
- 改修の種類・箇所ごとに順番号を記載し、品名（名称・規格・仕様）、数量、単位、単価等を区分して記載されていること（図面、写真と順番号があっていること）
- 材料費、施工費等が区分されていること
- 材料費は「一式」となっていないこと（区分するのが困難な場合を除く）
- 見積書の中に介護保険対象外の項目が含まれている場合は、対象となる部分が明示（合計金額、消費税においても）されていること
- 見積書の計算が正しく合っていること
- 諸経費（その他名称を問わずこれに類する費用）は、設計費、消耗品費のみを対象としていること（役場への書類申請料、工事完成写真代、工事を行う作業員の損害賠償保険料等は含みません）

③ 居宅サービス計画書(1)・(2)（介護予防サービス・支援計画書）の写し

- 本人の同意署名・印等があり、住宅改修が必要な理由が記載されていること

④ 図面（平面図）

- 改修する箇所（位置）を図面上に分かりやすく記載していること（できるだけ家屋の間取り（本人の動線部分）がわかるもの）
- 日常生活上の主な動線を記入していること（本人にとって必要な住宅改修が行われているか確認するもの）
- 改修箇所ごとに順番号を記載していること（見積書、写真に付した番号と番号があっていること）

⑤ 改修前の写真（町ホームページに参考様式があります）

- 写真は、改修箇所ごとのカラー写真であり、用紙に貼付するなどまとめていること
- 改修箇所ごとに順番号を記載していること（見積書、図面に付した番号と番号があっていること）
- 撮影年月日が記載されていること
- 改修内容が分かる表記になっていること（ペンで図示、マスキングテープを貼って撮影する等）
- 参考様式中の注意事項をよく読んで作成すること

⑥ 材料等のカタログ写し

- マーカー等で分かるようにすること

⑦ 住宅所有者の承諾書

- 対象者（被保険者）が住宅所有者でない場合に、必要事項を記載し所有者が記名・押印すること
- 承諾日は事前申請日以前であること
- 賃貸住宅等で改修を行う場合には、退去時の撤去についても相談しておくこと（介護保険からは撤去の費用は出ません）